

農林水産業におけるロボット技術研究開発事業の評価に係る実施要領

27農会第1610号
平成28年2月26日
農林水産技術会議事務局長

第1 趣旨

「農林水産業におけるロボット技術研究開発事業」（以下「本事業」という。）における研究課題に係る評価については、「農林水産業におけるロボット技術研究開発事業実施要領（平成27年2月3日付け26農会第996号農林水産技術会議事務局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業評価報告書

実施要領第8の1に基づく事業評価及びその報告は、別記様式第1号により行い、事業終了年度の翌年度の4月8日までに農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）に提出するものとする。

第3 評価検討会

1 評価検討会の設置

実施要領第8の2の関係部局及び外部の有識者で構成する検討会（以下、評価検討会）は、次の要件を満たす者のうち、事務局長が評価委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び指名又は依頼した農林水産省の職員により構成するものとする。

- (1) 本事業に係る研究課題について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができること。
- (2) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができること。

2 評価検討会の任務等

- (1) 評価検討会は、事務局長が依頼した研究課題について評価を行うものとする。
ただし、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者である委員が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者である委員が加わる場合には、その理由を明確にした上で、事務局長の許可を得るものとする。
- (2) 利害関係者の範囲は、次のアからキまでに定めるとおりとする。
 - ア 評価の対象である研究課題（以下「対象研究課題」という。）の中で研究課題担当者となっている場合。
 - イ 対象研究課題の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合。
 - ウ 対象研究課題の研究課題担当者と親族関係にある場合。
 - エ 対象研究課題の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。

オ 対象研究課題の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。

カ 対象研究課題の研究課題担当者と緊密な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。

キ その他、公正な判断を行うに当たって事務局長が適当ではないと判断した場合。

(3) 委員は、研究課題の評価により知り得た情報について、事務局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。

3 評価検討会の座長

評価検討会の議事は、事務局長より選任された座長がこれを主宰するものとする。

4 評価検討会の庶務

評価検討会に関する庶務は、研究推進課が行うものとする。

また、評価の公正を確保するため、評価検討会での検討結果の概要は、記録に残すものとする。ただし、同記録は非公開とする。

5 関係者の出席

評価検討会には、研究課題の説明等のため、研究課題の実施研究機関（研究グループで取り組んでいる場合は代表機関）、農林水産技術会議事務局、関係各局等の職員のほか、座長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

6 その他

委員の出席が困難である等、評価検討会の開催が困難な場合にあつては、事務局長の判断により、文書その他の方法により評価を行うことができるものとする。

第4 研究課題の評価方法等

1 評価基準

評価は、別表1の評価基準に基づいて、研究課題ごとに、各評価委員が採点を行い、各評価委員の採点の平均点（以下「平均点」という。）を、採点書の評点とする。

2 評価結果の報告

評価の結果は座長が事務局長に報告するものとする。

3 評価結果の公表等

事務局長は、2の評価結果の報告を受けた場合には、速やかに評価結果を研究課題実施者に通知するとともに、研究課題ごとに評価結果の内容をホームページにおいて公表するものとする。

第5 その他

本要領に定めるもののほか、評価検討会の運営に必要な事項については、座長が評価委員に諮り定めるものとする。

附則

この通知は平成28年2月26日から施行する。